

令和7年度登録スポーツクラブ実施要項

1. 主 旨

スポーツクラブの登録制度は、市内のスポーツクラブの育成とスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

2. 登 録 条 件

- (1) クラブ員は原則として18歳以上の能代市民もしくは市内に勤務している方であること。
- (2) 月に1回以上のスポーツ活動を行うこと。
- (3) 10名以上のクラブ員で構成すること。
- (4) クラブの規約を定めること。
- (5) スポーツ傷害保険（任意保険）に必ず加入すること。
- (6) 地域のスポーツ振興活動に協力すること。

※以下の場合は登録を認めない。

クラブ員が半数以上同一で構成された団体で、代表者や活動内容が同一である場合

3. 登録手続きについて

- (1) 申請期限

令和7年3月10日（月）期限厳守をお願いします。

- (2) 提出書類

※期限後の申請は一切受け付けられません。

- ①登録申請書

※後期のみの方もお申し込み下さい。

- ②令和7年度活動計画書

- ③前期活動希望調査書

- ④クラブ員名簿

- ⑤クラブ規約（新規・継続の団体共にご提出ください。）

※必要に応じ活動報告書を求める場合があります。

- (3) 認定審査

※調整をし、認定された場合、通知書が郵送されます。

※希望が重複した場合は協議（場合により会場変更もあり得る）とするが、調整がつかない場合は抽選とし、利用上限を設定する。 ※1ヶ月(5週)の場合→3回まで、(4週)の場合→2回まで

4. 登録スポーツクラブに加入すると

- (1) 市営スポーツ施設（能代地区のみ）を定期的に利用できます。
- (2) スポーツ行事・講習会等の情報提供が受けられます。

5. 登 録 期 間

登録期間は、登録を認められた日から令和7年3月31日までとします。

6. 登録の取り消し

次の場合、登録を取り消すことがあります。

- (1) 登録スポーツクラブの主旨、条件に違反したとき。
- (2) スポーツ施設の使用上の注意を守れなかったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) クラブ員の構成及び活動内容から判断し、利用枠確保を目的とする登録があきらかなとき。
- (5) そのほか、登録スポーツクラブとしてふさわしくない行為があったとき。

7. 問い合わせ・提出先

指定管理者 NPO法人能代市スポーツ協会

〒016-0803 能代市大町9番53号「能代市総合体育館」 TEL：54-3607 FAX：52-0359